

# 資本性借入金について

平成24年12月17日

中小企業再生支援全国本部  
統括プロジェクトマネージャー 藤原 敬三

# 1. 意義と活用メリット

## ○「資本性借入金」とは

金融機関が企業の財務状況等を判断するにあたって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金である。

- ◆ 再生局面にある企業においては、**債権放棄に代替する金融支援方法として活用することが期待されている**。
- ◆ 例えば、地域事情や風評リスクを考慮すると債権放棄ができない金融機関が、放棄に代替して資本性借入金へ転換するケースや、返済に超長期間要する借入金の一部を資本性借入金へ転換するケースなどが活用方法として考えられる。

## ○債権放棄との比較

- ◆ BSへの影響： 資本性借入金は金融検査上の扱いにおいてのみ資本性が認められる。
- ◆ 債務免除益課税： 債権放棄(直接放棄)での債務免除益課税の問題が生じない
- ◆ 金融機関のレピュテーション、新規融資： 相対的に債権放棄と比して他の融資先への影響は小さい。また資本性借入金であれば、実行後の新規融資へのハードルが債権放棄よりも低い。

## ○「資本性借入金」の活用メリット

### 【資金繰りの改善と金利減免効果】

企業側では、長期の『期限一括償還』が基本であり、資金繰りが楽になるとともに、財務状況が好転するまでの間は金利負担が軽減する。

### 【債務者区分の向上と新規融資を促進】

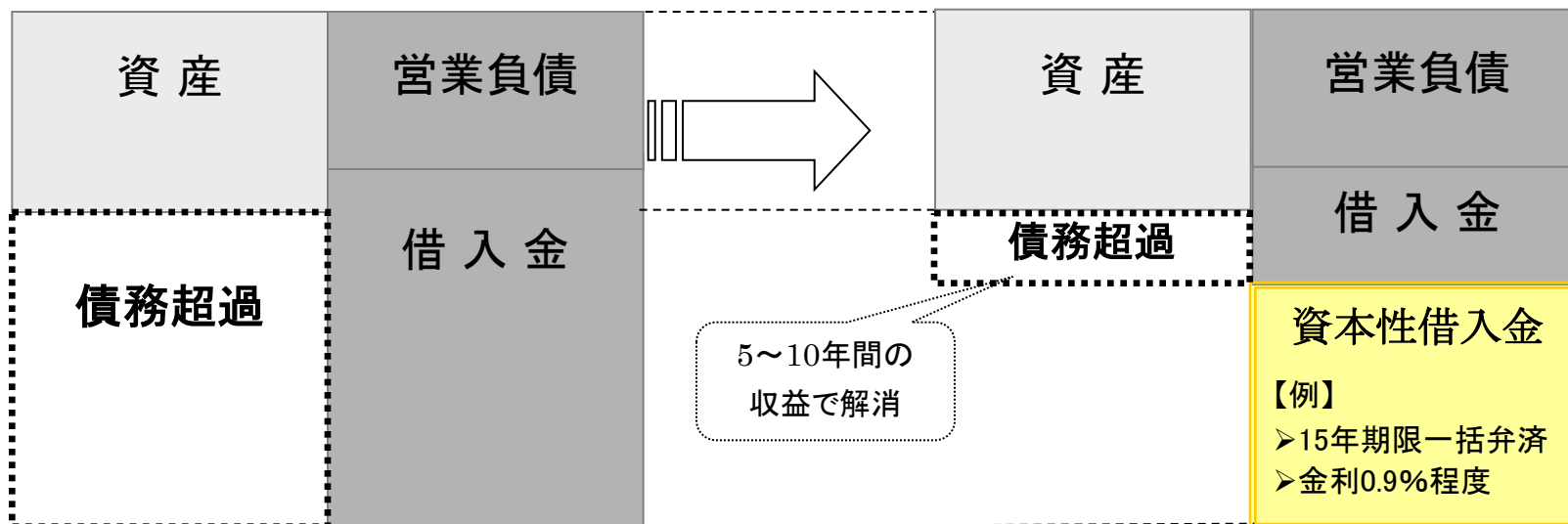
金融機関の自己査定上、「資本性借入金」を負債ではなく資本とみなしたうえで債務者区分を決定することができる。債務者区分が上位遷移した場合には、新規融資も可能となる。

## 2.活用のイメージ

【イメージ図】

<金融支援前>

<金融支援後>



### 3. 償還条件(資本とみなせる3要件)

#### (『FAQ 9-20』より抜粋)

- 原則として、「長期間償還不要な状態」であること
- 具体的には、償還期間が5年を超えるもの
- 原則、「期限一括償還」  
ただし、期限一括償還でなくても、長期の据え置き期間が設定されており、期限一括償還と同視し得るような場合には、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能

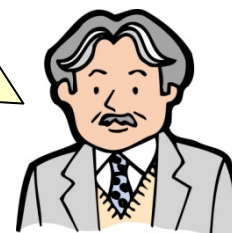
FAQ:金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)

#### <再生局面での活用メモ>

##### 【想定される償還期限】

- 合実計画(10年以内の実質債務超過解消)、償還期限5年前から毎年20%ずつ資本とみなされない部分が生じることを勘案すると、償還期限は15年以上が目安となる。

資本とみなされる部分を勘案して、再生計画を作る必要があるんだ。



# (参考資料1) 資本性借入金の資本性の遡減の例

※計画0期末にDDS実行  
期間10年

計画期	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
税引後利益		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
実質自己資本(資本性借入前)	-300	-285	-270	-255	-240	-225	-210	-195	-180	-165	-150	-135	-120	-105	-90	-75	-60	-45	-30	-15	0	
資本性借入金		200	200	200	200	200	200	200	200	200												
うち資本性認容分		200	200	200	200	200	160	120	80	40												
実質自己資本(資本性借入後)		-85	-70	-55	-40	-25	-50	-75	-100	-125	-150	-135	-120	-105	-90	-75	-60	-45	-30	-15	0	

期間15年

計画期	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
税引後利益		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
実質自己資本(資本性借入前)	-300	-285	-270	-255	-240	-225	-210	-195	-180	-165	-150	-135	-120	-105	-90	-75	-60	-45	-30	-15	0	
資本性借入金		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200							
うち資本性認容分		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	160	120	80	40							
実質自己資本(資本性借入後)		-85	-70	-55	-40	-25	-10	5	20	35	50	25	0	-25	-50	-75	-60	-45	-30	-15	0	

期間20年

計画期	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
税引後利益		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
実質自己資本(資本性借入前)	-300	-285	-270	-255	-240	-225	-210	-195	-180	-165	-150	-135	-120	-105	-90	-75	-60	-45	-30	-15	0	
資本性借入金		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
うち資本性認容分		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	160	120	80	40		
実質自己資本(資本性借入後)		-85	-70	-55	-40	-25	-10	5	20	35	50	65	80	95	110	125	100	75	50	25	0	

期間が10年だと、6年目から資本性が認められる金額が遡減して、10年目にはゼロになるんだ。合実計画を想定して計画期間を10年にするなら、10年目には資本性をみなくとも債務超過が解消しないといけないんだ。



## 4. 金利設定（資本とみなせる3要件）

### 『FAQ 9-21、9-22』より抜粋

- 原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であること
- 具体的には、業績連動型が原則  
赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要
- 金融機関や債務者の状況等に応じた事務コスト相当の金利であれば差支えない

※「事務コスト相当の金利」は、債務者の状況等に応じたコスト計算を行い、事務コストを算出することが原則であるが、コスト計算を行っていない場合には、簡便法として、「経費率」を用いて、事務コストを算出しても差し支えない

FAQ: 金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)

### <再生局面での活用メモ>

#### 【想定される金利設定水準】

- 金利水準は、1%未満(0.4%~0.9%)が望ましい。金利水準が高ければ、債権放棄の代替手段とはなりえないため。

#### 【複数行の場合の金利設定水準】

- 複数行が協調して支援する場合には、同一の金利水準に合わせることが望ましい。

#### 【業績連動型への移行】

- 配当可能利益に応じた金利設定の例
  1. 経常黒字化していること
  2. DDS部分を負債としてみなしても、実質債務超過が解消していること(少なくとも、金利改定時点においてDDS部分を負債とみなしても合実計画の条件に合致していること)



なるほど1%未満か



## 5. 劣後性について(資本とみなせる3要件)

### 『FAQ 9-23』より抜粋

- 原則として、「法的破綻時の劣後性」が確保されていること
- ただし、既存の担保付き借入金から転換する場合、担保解除を行うことが事実上困難であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できない場合には、例えば、法的破綻以外の期限の利益喪失事由が生じた場合において、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組みが備わっていれば、「法的破綻時の劣後性」が必ずしも確保されていなくても差し支えない

### <再生局面での活用メモ>

#### 【無担保・無保証の原則】

- 資本性借入金は、無担保・無保証が原則。

#### 【例外】

##### ①有担保

- 有担保型の対象となるのは対象企業の自社所有物件のみ。
- 第三者(個人所有)の担保提供資産のみの場合は無担保扱いになる。

##### ②有保証

- 法的破綻時に保証人が取得する求償権は約定劣後債権となる。(有担保型で保証人がいる場合は注意)
- 信用保証協会付のままではDDSは実行できない。



FAQ: 金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)

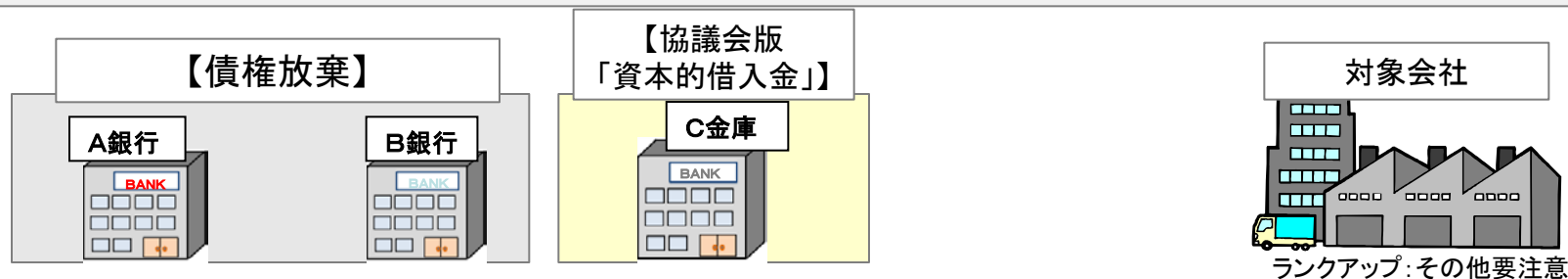
原則は、無担保・無保証。  
劣後性のない資本性借入金(有担保型  
DDS)の利用は注意が必要だ。



## 6. 具体的な活用事例 1/2

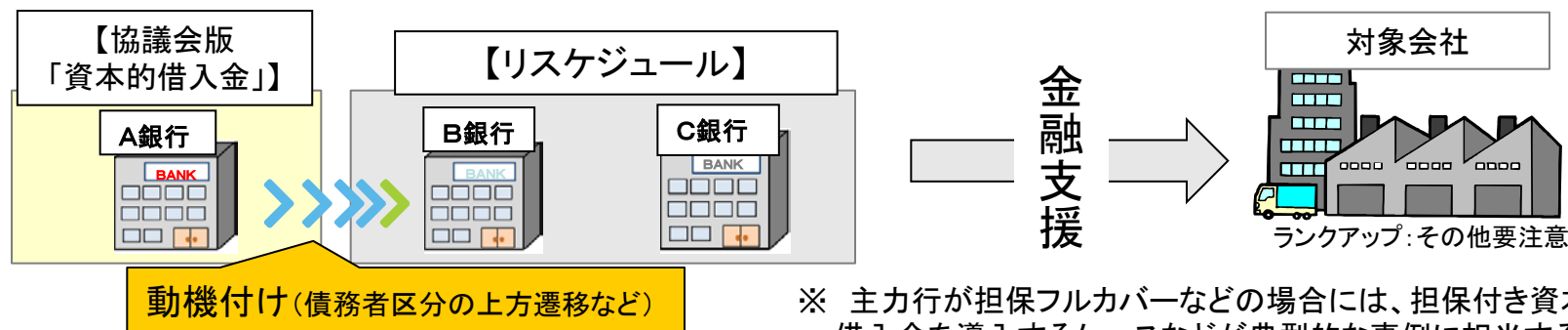
### 【金融機関の一部が、債権放棄の代替手段として用いる場合】

- 債権放棄を含む金融支援を実施するため、融資シェアが低く財務的基盤の脆弱なC金庫が債権放棄に代わって、協議会版「資本的借入金」を活用するケース



### 【他の金融機関のリスクを促すために用いる場合】

- 融資シェアが高い主力行が下位行のリスクを促すため、主力行債権の一部を協議会版「資本的借入金」へ振替



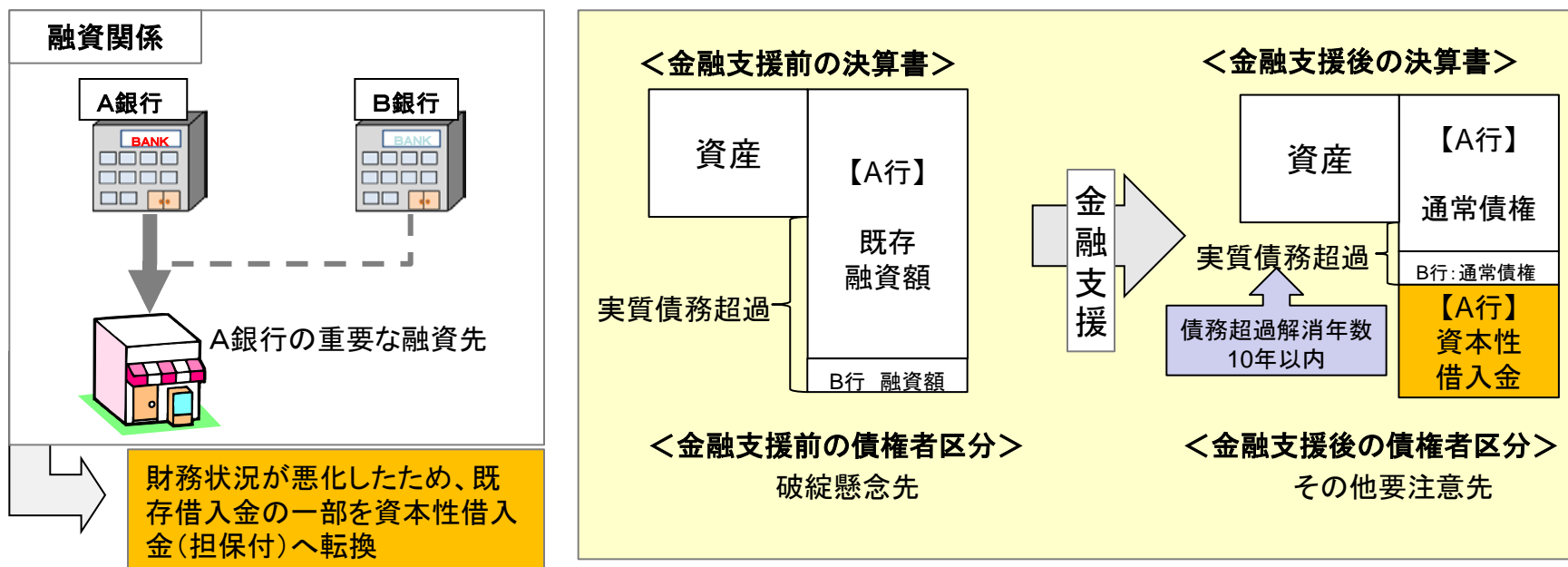
※ 主力行が担保フルカバーなどの場合には、担保付き資本的借入金を導入するケースなどが典型的な事例に相当する。



## 6. 具体的な活用事例 2/2

### 【実質的一行取引先に対する支援として用いる場合】

- 実質一行取引先、もしくは圧倒的メイン先で一行でも対象会社を支援する方針が明確にあり、既存借入金の一部を資本性借入金(担保付)へ転換するケース

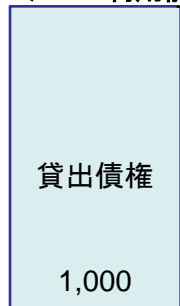


- ◆ 一行先であっても、新手続きにおいて計画の客観性を担保する等の目的が明確であれば協議会の取り組みは可能。
- ◆ 資本性借入金を導入する前提で1年ないし2年の暫定リスクとし、同期間に抜本的な事業改善が実現された場合に資本性借入金を導入することも考えられる。

## (参考資料2) 貸倒引当金見積額の例示(1)

### (1) 既存債権を資本的借入金(無担保型)に転換する場合

<DDS利用前>

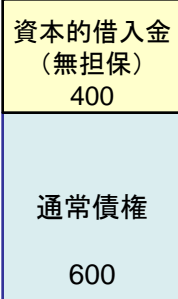


貸倒損失見込率  
による引当  
(破綻懸念先: 仮)

既存債権の一部をDDSへ転換

担保価値  
500

<DDS利用後>



準株式法  
(100%引当)

貸倒損失見込率  
による引当  
(要注意先: 仮)

相違

【DDS導入前の状況】

債務者区分: 破綻懸念先

引当率: 破綻懸念先に対する引当率を仮に60%

【DDS導入後】

債務者区分: 要注意先にランクアップすると仮定

要注意先に対する引当率を仮に4%

引当金見積額の計算結果の変化

適用前	既存引当金計上額 $500 \times 60\% = 300$
適用後	資本的借入金(無担保)に対する引当金 $400 = 400 \times 100\%$ 通常債権に対する引当金 $24 = 600 \times 4\%$ 合計 424
結果	既存引当金(300) < 引当金見積額(424) のため、引当金計上額は424となる。

### (2) 既存債権を資本的借入金(有担保型)に転換する場合

<DDS利用前>

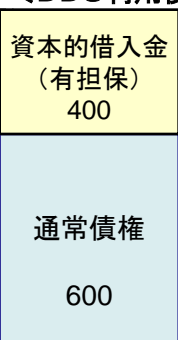


貸倒損失見込率  
による引当  
(破綻懸念先: 仮)

既存債権の一部をDDSへ転換

担保価値  
500

<DDS利用後>



貸倒損失見込率  
による引当  
(要注意先: 仮)

貸倒損失見込率  
による引当  
(要注意先: 仮)

引当金見積額の計算結果の変化

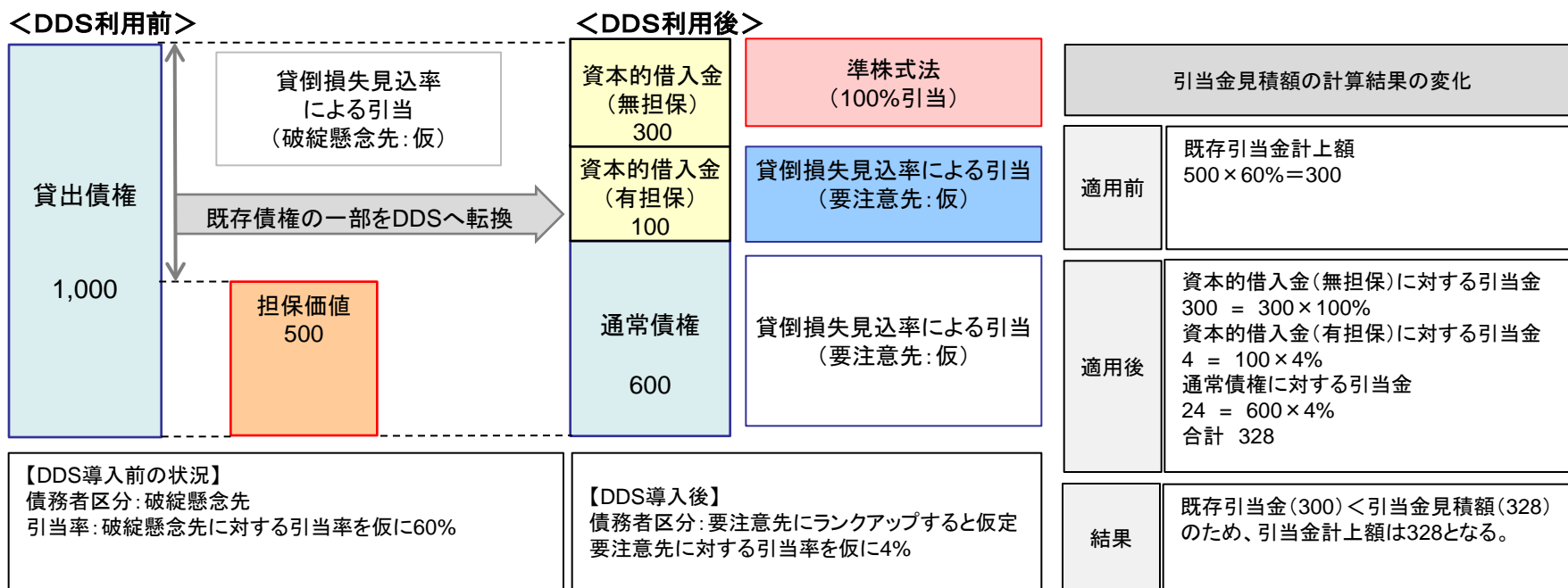
適用前	既存引当金計上額 $500 \times 60\% = 300$
適用後	資本的借入金(有担保)に対する引当金 $16 = 400 \times 4\%$ 通常債権に対する引当金 $24 = 600 \times 4\%$ 合計 40
結果	既存引当金(300) > 引当金見積額(40) のため、引当金計上額は300となる。

※実際の会計上の引当額については、日本公認会計士協会の業種別委員会報告第32号に従います。担当する監査法人等会計監査人にご相談ください

## (参考資料2) 貸倒引当金見積額の例示(2)

### (3) 既存債権を資本的借入金(有担保型)と同(無担保型)とに併用して転換する場合

既存債権の担保余力が少ない場合、資本的借入金(有担保型)と同(無担保型)との分割契約が望ましいが、この場合、資本的借入金の有担保部分と無担保部分の貸倒引当金の見積は異なる方法となる。



※実際の会計上の引当額については、日本公認会計士協会の業種別委員会報告第32号に従います。担当する監査法人等会計監査人にご相談ください